

北朝鮮による弾道ミサイルの発射を受けた対応

2016年9月6日 外務省

1. 北朝鮮に対する抗議

直ちに北京の「大使館」ルートを通じて、北朝鮮に対して嚴重に抗議し、最も強い表現で非難。

2. 国連安保理における対応

今回の北朝鮮による弾道ミサイルの発射は、安保理決議第2270号をはじめとする累次の安保理決議に明白に違反。

→国連安保理のメンバーとして、米国や韓国をはじめとする関係国と緊密に連携し、安保理における適時・適切な対応を求めていく。

(参考)2016年3月2日(ニューヨーク時間) 安保理決議第2270号(関連部分抜粋)

2. 北朝鮮が、弾道ミサイル技術を使用したいかなる発射、核実験又はその他のいかなる挑発もこれ以上実施せず、弾道ミサイル計画に関連する全ての活動を停止し、及びこの文脈において、ミサイル発射モラトリアムに係る既存の約束を再度確認するとの決定を再確認するとともに、北朝鮮がこれらの義務を直ちにかつ完全に遵守することを要求する。

3. 対北朝鮮措置

本年1月の核実験(4回目)、度重なる弾道ミサイル発射等を踏まえ、関連する安保理決議に基づく措置に加え、我が国独自の措置を実施。

→現行の措置を厳格に実施するとともに、中国を含む関係国に対し、関連する安保理決議の厳格な履行を働きかけ。

4. G20杭州サミット及びASEAN関連首脳会議における対応

安倍総理は、G20杭州サミットにおいて今次発射に関する日本の立場を説明。また、米韓首脳とそれぞれ立ち話を行い、国連安保理を含め、緊密に連携していくことを確認。さらに日中首脳会談において安倍総理から責任ある常任理事国としての中国の建設的な対応を求めた。ASEAN関連首脳会議においても引き続き、各国との連携をしっかりと確認する方針。